

県有施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査結果（最終結果）について

（平成18年1月30日最終集計）

調査結果の概要

- (1) 県有施設等1,065施設について調査対象の吹付けアスベスト等の使用実態調査を実施し、全ての施設について吹付け等の有無の確認を終了している。
- (2) 吹付け等がされていた施設は、県有施設126施設、県設立公社3施設、県出資法人5施設であった。このうち分析調査等により、吹付けアスベスト等の使用が判明したのは、35施設であった。
- (3) 吹付けアスベスト等の使用が判明した35施設のうち、3施設については過去において除去や囲い込みの措置を講じている。残りの32施設については、必要に応じて立入禁止等の応急措置を講じており、今後、基本的には表2の区分に応じた必要な措置を講ずる。
- (4) 吹付けアスベスト等の使用のなかった99（1月環境厚生委員会報告時は94）施設のうち、含有率1%以下の施設は11施設であった。

表1 調査結果

	1. 調査対象施設数	2. 吹付け等のない施設数	3. 吹付け等（使用の有無を問わない）がある施設					
			4. 使用があった施設数（アスベスト含有率1%超）			5. 使用がなかった施設数		
			過去に措置済			アスベスト含有率1%以下	アスベスト含有なし	
県有施設	1,050	924	126	3	A	5	11	280 (75)
					B	18		
					C	6		
					D	3		
					計	32		
県設立公社	6	3	3	0	-	0	0	3
県出資法人	9	4	5	0	-	0	0	5
合計	1,065	931	134	3	A	5	11	288 (83)
					B	18		
					C	6		
					D	3		
					計	32		

- 1 は県営住宅の一部の棟で使用があった6団地を計上。
- 2 は県営住宅のすべての棟で使用がなかった18団地を計上。
- 3 A、B、C、Dについては、表2を参照。
- 4 ()内は、1月環境厚生委員会(平成18年1月20日)報告時の数値。

表2 吹付けアスベスト等使用箇所の除去等の措置に係る基本的な対応方針

区 分		基本的な対応方針
A	使用頻度が高く、かつ 飛散のおそれ大きい場合	利用者等のばく露のおそれが高く緊急に対策を講ずる必要があることから、必要な応急措置を行った上で、速やかに除去や 囲い込み等の措置を講ずる
B	使用頻度が高く、かつ 飛散のおそれが小さい場合 または 使用頻度が低く、かつ 飛散のおそれが大きい場合	利用者等のばく露のおそれを考慮し、早い時期に除去等の措置を行う。 なお、措置を行うまでの間においては、必要な応急措置を行った上で、劣化・損傷の状態について定期的に点検を行い、その点検結果を記録し保存する。 点検によりアスベストの損傷・欠損の拡大が確認されるなど、利用者等のばく露のおそれが高まった場合は、補修等の必要な応急措置を行った上で、速やかに除去等の措置を講ずる。
C	使用頻度が低く、かつ 飛散のおそれが小さい場合 または 使用頻度が高く、かつ 劣化・損傷がない場合	ばく露のおそれが低いことから、現時点では、吹付けアスベスト等に関する記録の作成、及び建築物等が存続する間において利用者等にばく露がないように維持保全計画等を作成し、定期的に点検を行い、その点検結果を記録し保存する。 点検によりアスベストの損傷・欠損の拡大が確認されるなど、吹付けアスベスト等の状態や使用状況等の変化に応じて、除去等の措置を検討する。
D	使用頻度が低く、かつ 劣化・損傷がない場合	吹付けアスベスト等に関する記録の作成、及び建築物等が存続する間において利用者等にばく露がないように維持保全計画等を作成し、定期点検を行い、その点検結果を記録し保存する。 点検によりアスベストの損傷・欠損の拡大が確認されるなど、吹付けアスベスト等の状態や使用状況等の変化に応じて、除去等の措置を検討する。